解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

東京都練馬区豊玉北四丁目七番一一号

特定非営利活動法人高機能木材の開発を推進する会　代表清算人　植村　恒彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

京都市伏見区向島四ツ谷池一四―八向島団地六―二―六〇一

特定非営利活動法人サランヘ　清算人　盧　京子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月十四日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により平成二十三年八月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

広島市中区東白島町五番二二号

医療法人エフアイジイ　清算人　中須賀　徹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月九日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

北海道室蘭市常盤町一番一六号

宗教法人五十鈴川神社　清算人　池田　節子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月十四日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

宮城県遠田郡美里町北浦字生地二二の一

社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会　代表清算人　池田　衞

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月三十日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

東京都港区赤坂二丁目二番一九号アドレスビル

特定非営利活動法人個人情報保護マネジメントシステム評価機構　清算人　井戸田　勲

解散公告（第三回）

当社は、平成十二年六月三十日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山ＪＴ森ビル二八階

ノーテル・ネットワークス・テクノロジー株式会社　代表清算人　スティーブン・ギブンズ

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

東京都新宿区西早稲田二丁目一一番一五号八〇三

特定非営利活動法人住宅科学検査機構　清算人　斎藤　静敬

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

沖縄県島尻郡久米島町字宇江城二一五七番地

特定非営利活動法人久米島紫金鉱振興会　清算人　島袋　周仁

配当公告

愛知県西尾市吉良町上横須賀杉ノ木七八番地

破産者　株式会社ダイマルケンショウ

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成十九年（フ）第五二七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三九、三五二、一八九円

一、配当することのできる金額

金一六、一六〇、二一二円

平成二十三年九月二十二日

愛知県安城市桜町一七番五号ＡＰビル三階

破産管財人　大見　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北郡仙北町高梨字金堀六六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　池田　ミヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

秋田県大仙市大曲須和町二丁目二番二一―五号

相続財産管理人　佐々木　優

平成二十三年九月二十二日

東京都新宿区西早稲田二丁目一一番一五号八〇三

特定非営利活動法人住宅科学検査機構　清算人　斎藤　静敬

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

沖縄県島尻郡久米島町字宇江城二一五七番地

特定非営利活動法人久米島紫金鉱振興会　清算人　島袋　周仁

配当公告

愛知県西尾市吉良町上横須賀杉ノ木七八番地

破産者　株式会社ダイマルケンショウ

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成十九年（フ）第五二七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三九、三五二、一八九円

一、配当することのできる金額

金一六、一六〇、二一二円

平成二十三年九月二十二日

愛知県安城市桜町一七番五号ＡＰビル三階

破産管財人　大見　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北郡仙北町高梨字金堀六六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　池田　ミヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

秋田県大仙市大曲須和町二丁目二番二一―五号

相続財産管理人　佐々木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市久之浜町久之浜字東町八番地、最後の住所福島県いわき市四倉町上仁井田字蒲沼六番地の三

被相続人　亡　吉田　靖博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

福島県いわき市平字小太郎町三―一パークサイト小太郎二〇一号

相続財産管理人　弁護士　菅田　貴博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市富久山町久保田字古町二番地八、最後の住所福島県郡山市富久山町久保田字古町二番地八エクレール郡山一―七〇二号

被相続人　亡　村越　義喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十二日

福島県郡山市桑野三丁目二〇―五

相続財産管理人　橋本　長重

第２期決算公告

平成23年９月９日

東京都港区赤坂五丁目２番20号

公益財団法人タカタ財団

代表理事　高田　暁子

貸借対照表の要旨

（平成23年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,791
	固定資産	15,934
	合計	32,726
負債及び正味財産の部	流動負債	19,014
	指定正味財産	10,000
	一般正味財産	3,712
	合計	32,726